

## 地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書

地方自治体の議員と長の双方が民意をそれぞれ代表するという二元代表制の下、地方分権の進展により、執行機関を監視し政策を提案する地方議会の役割と責任は格段に増大している。

議会と首長は、互いに選挙により選ばれた住民の代表者として、互いの役割を尊重しつつ対等で緊張のある関係を保ちながら、共通の目標である住民福祉の向上及び地域の振興に向けて活動しなければならない。

また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会を充実・強化するため、地方議会の役割・権限の明確化も急務である。

よって、国においては、分権時代に対応する地方議会を確立するため、下記の法改正を早急に行うよう強く要望する。

### 記

- 1 首長が議会を招集する現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与すること。
- 2 専決処分が承認されなかった場合、当該専決処分にかかる執行を停止させるなど首長の対応措置を義務づけること。
- 3 地方議会議員の職責・職務の範囲を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡武夫	様
内閣総理大臣	菅直人	様
内閣官房長官	仙谷由人	様
総務大臣	片山善博	様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎	様